

# 第37期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)  
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

## ● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

## ● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第37期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

ReYuu Japan株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するため必要な体制について、以下のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

イ. コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

ロ. コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

ハ. 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ホ. 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- ニ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- イ. 日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- ロ. 経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ハ. 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- イ. 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
- ロ. 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
- ハ. 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
- ロ. 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
- ハ. 監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。

ロ. 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

ハ. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

- ⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- ホ. 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。
- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- ロ. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- ハ. 反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- ニ. 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

### ② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に對して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

### ③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事総務部門によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題等の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを期初に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

### ④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年11月 1 日)  
(至 2024年10月31日)

単位：千円

資本金	株主資本					
	資本剩余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金 合計	その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	△81,005	△81,005
当期変動額						
当期純損失 (△)					△86,162	△86,162
自己株式の取得						
当期変動額合計	—	—	—	—	△86,162	△86,162
当期末残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	△167,167	△167,167

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△9	1,051,663	298	1,051,961
当期変動額				
当期純損失 (△)		△86,162		△86,162
自己株式の取得	△99,342	△99,342		△99,342
当期変動額合計	△99,342	△185,504	—	△185,504
当期末残高	△99,352	866,159	298	866,457

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
構築物	20年
工具、器具及び備品	3年～20年
レンタル資産	2年～3年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。商標権については、定額法（10年）を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

##### ③ リース資産

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 844,174千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価について、個別法による原価法により算定しております。将来の販売見込みに基づく一定の滞留期間を超える場合には帳簿価額を全額切り下げる価額をもって貸借対照表価額としております。

滞留の判断においては、過去の実績等に基づく一定の期間を主要な仮定としておりますが、当社を取り巻く環境に変化があった場合等、翌事業年度において、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 64,056千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 2,775千円

短期金銭債務 4,696千円

(3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務

長期未払金18,281千円は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会において承認可決された取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 14,382千円

販売費及び一般管理費 64,280千円

営業取引以外の取引による取引高 200千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,741,500株

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,741,500	—	—	5,741,500

### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,105	280,000	—	292,105

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,243千円
棚卸資産	2,175
未払費用	413
貸倒引当金	346
退職給付引当金	9,610
固定資産	14,244
資産除去債務	1,232
繰越欠損金	276,412
小計	305,677
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△276,412
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△29,265
評価性引当額小計	△305,677
繰延税金資産合計	－千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少です。

差入保証金は事務所の賃貸借契約等に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については与信管理規程や販売管理規程に従い、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部門で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年10月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金及び預金については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	1,001	1,001	—
	△1,001	△1,001	—
	—	—	—
差入保証金	21,065	21,004	△60
資産計	21,065	21,004	△60
長期借入金（※2）	476,669	477,636	967
負債計	476,669	477,636	967

(※1)破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等 貸倒引当金	—	1,001	—	1,001
	—	△1,001	—	△1,001
	—	—	—	—
差入保証金	—	21,004	—	21,004
資産計	—	21,004	—	21,004
長期借入金	—	477,636	—	477,636
負債計	—	477,636	—	477,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等、貸倒引当金

個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

差入保証金

契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	4,670,502	4,670,502
その他の事業	61,488	61,488
顧客との契約から生じる収益	4,731,991	4,731,991
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,731,991	4,731,991

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

##### 契約負債

期首残高 6,770千円

期末残高 23,422千円

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額 158円95銭

### (2) 1株当たり当期純損失 15円33銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 親会社の異動

当社の親会社であります株式会社ショーケースは、2024年11月14日開催の取締役会において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2024年12月13日付で株式会社ショーケースはAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の子会社となりました。

これに伴い、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社は、株式会社ショーケースを通じて当社の普通株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなりました。

## 11. その他の注記

### (1) 退職給付に関する注記

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

#### ② 簡便法を適用した確定給付制度

##### イ. 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	25,619千円
退職給付費用	2,890
退職給付の支払額	△694
退職給付引当金の期末残高	27,815

##### ロ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	27,815千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,815

退職給付引当金	27,815
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,815

##### ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	2,890千円
----------------	---------

#### ③ 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,735千円であります。

### (2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
全社	事務所	構築物、工具、器具及び備品、商標権

当社は、事務所ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

また、減損損失の内訳は、構築物255千円、工具、器具及び備品2,087千円、商標権2,689千円であります。

(3) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.229%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,562千円
時の経過による調整額	3
期末残高	<u>3,565</u>